

特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）（第 条関係）

改正案	現行
<p>（資産の評価）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券であつて、満期まで所有する意図をもって取得したものをいう。）を除く。）</p> <p>三（略）</p> <p>第四十七条（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 特定資本金、優先資本金、剰余金、自己特定出資及び自己優先出資に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならぬ。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならぬ。</p> <p>一 当期首残高</p>	<p>（資産の評価）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。）を除く。）</p> <p>三（略）</p> <p>第四十七条（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 特定資本金、優先資本金、剰余金、自己特定出資及び自己優先出資に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならぬ。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならぬ。</p> <p>一 前期末残高</p>

二・三（略）

7 評価・換算差額等及び新優先出資引受権に係る項目は、それぞれ当期首残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしなければならぬ。この場合において、主要な当期変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

二・三（略）

7 評価・換算差額等及び新優先出資引受権に係る項目は、それぞれ前期末残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしなければならぬ。この場合において、主要な当期変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。